平成２８年（フ）第１１１号
栃木県下野市駅東２丁目３番27号、従前の住所兵庫県尼崎市常光寺２丁目４番１号　レオパレスゆう　202
債務者　葺原　昭久
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月24日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第１１４号
栃木県栃木市本町３番17号　上原ハイツ103、従前の住所栃木県小山市若木町１丁目22番45号　小山サンハイツ307号
債務者　田中　弘之
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月24日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第１１１９号
東京都清瀬市元町２丁目６番９号ラフォーレ元町102号
債務者　土本　高志
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４３号
長崎県南島原市西有家町須川3211番地25　松中アパートＤ号
債務者　瀬川　美保
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月10日午前10時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２８年（フ）第２１８５号
横浜市南区井土ケ谷下町３番地の２　荒井ビル401
債務者　永　　廣雄
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１８８号
神奈川県茅ヶ崎市十間坂１丁目６番18－Ａ201号　フルラージュちがさき
債務者　浜田　和子
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２１３号
横浜市青葉区松風台44番地11
債務者　及川　壽子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２１８号
横浜市南区六ツ川１丁目94番地　エダハイツ202
債務者　平松　　都
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５４３号
横浜市港南区最戸１丁目23番34号　プランヴェール102
債務者　阿部　敦子（旧姓江幡）
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５８３号
神奈川県海老名市河原口３丁目24番12―101号
債務者　大橋　眞一
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１３８号
東京都青梅市畑中３丁目687番地の１パルトネール102
債務者　秋山　裕希
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１１３９号
東京都青梅市畑中３丁目687番地の１パルトネール102
債務者　秋山　奈苗（旧姓瓜生・折茂）
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１５８号
埼玉県行田市大字須加4236番地
破産者　有限会社埼群ショットサービス
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２５５号
富山県富山市荒町１番地20
破産者　株式会社ＲＭＳ
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２２号
千葉県長生郡一宮町東浪見7371番地３
破産者　株式会社ＴＯＩＲＯ
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第２３号
千葉県長生郡一宮町船頭給2493番地２（グランブルー一宮101号）
破産者　池田　欣弘
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係